

改正後	改正前
<p>一 指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）区分番号 01 の注 10 に規定する長時間訪問看護加算又は区分番号 01-2 の注 7 に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。）</p> <p>二 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法区分番号 01 の注 13 に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号 01-2 の注 9 に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）</p>	<p>一 指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）区分番号 01 の注 10 に規定する長時間訪問看護加算又は区分番号 01-2 の注 9 に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。）</p> <p>二 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法区分番号 01 の注 13 に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号 01-2 の注 11 に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）</p>

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省告示第五十号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信